

令和3年 第2回

戸田市教育委員会定例会

令和3年2月18日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第2回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第2号 生涯学習課所管施設の臨時休館について…………… 1

(2) 議案

議案第8号 戸田市教育委員会表彰について……………当日配付

議案第9号 令和3年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）について

……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和3年3月19日（金）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

生涯学習課所管施設の臨時休館について

芦原小学校生涯学習施設の臨時休館の延長について

1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から2月21日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日（木）に開催された第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、2月21日（日）まで臨時休館の延長が決定されたため。

3 参考

戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

（休館日）

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立少年自然の家の臨時休所の延長について

1 臨時休所期間

変更前 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から3月7日（日）まで

2 理 由 等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日（木）に開催された第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、3月7日（日）まで臨時休所の延長が決定されたため。

3 参 考

(1) 戸田市立少年自然の家条例 ～抜粋～

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた日

(2) 平成28年4月1日付け締結戸田市立少年自然の家指定管理者基本協定書

戸田市立少年自然の家指定管理者制度業務仕様書 ～抜粋～

4 休所日

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

公民館の臨時休館の延長について

1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から2月21日（日）まで

2 理 由 等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日（木）に開催された第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、2月21日（日）まで臨時休館の延長が決定されたため。

3 対 象 施 設 名 下戸田公民館・美笹公民館・新曾公民館

4 参 考

戸田市公民館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

（1）毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日である場合を除く。)

（2）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（3）その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立郷土博物館の臨時休館の延長について

1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から2月21日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日（木）に開催された第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、2月21日（日）まで臨時休館の延長が決定されたため。

3 参考

戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館の延長について

1 臨時休館期間

変更前 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

変更後 令和3年1月12日（火）から2月21日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日（木）に開催された第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、2月21日（日）まで臨時休館の延長が決定されたため。

3 参 考

戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

教育委員提案

令和3年第2回教育委員会(定例会)

令和3年2月18日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① デジタルデバイドと子供のインターネットリテラシー（情報モラル）について
（仙波委員・木村委員） 1
（教育政策室）

令和3年2月 教育委員提案
デジタルデバイドと子供のインターネットリテラシー
(情報モラル) について

戸田市教育委員会
教育政策室

- (1) デジタルデバイド
- (2) 子供のインターネットリテラシー (情報モラル)

(1) デジタルデバイド

(2) 子供のインターネットリテラシー（情報モラル）

教職員のデジタルデバイドの現状

ICTを校務や指導に生かしている教師とそうでない教師の差

- ・ インターネットに関する知識の差
- ・ その他、デジタル機器を活用した量的な経験から生じる差

現状は得意な教師がフォローしている

- ・ 主に、ベテラン層の教師は苦手意識を抱えており、現状は主に若手のICT活用が得意な教師がスキルや知識の面でフォローすることが多い。
→ただし、**授業での活用はベテランの方が上手い**ことが多い。
- 苦手な教師もICTを使う子供の姿を見て、考えを新たにすることも。

今後は…

- ・ クラウドバイデフォルト時代には、セキュリティや権利の尊重などの必要性や新たな課題も生じることが想定される。
- ・ 研修による外的インプットの他、教師個々にICTを活用しようとする内的なマインドをもたせることも必要。

ICT活用促進に向けた教育委員会の取組

ICT活用の促進

使い方が
わかる

使ってよさ
を感じる

(特に管理職の)
マインドセットを変える

新たな学び
コンテンツ

研修会の実施

- ・リーダー育成研修
(情報マネジメント研修、プログラミングICT教育推進委員会)
- ・オンライン研修(Gsuite等各アプリの使い方)
- ・各校における研修(ICTレッスンアドバイザーによる研修)
→年1回悉皆+随時

ICT活用の必要感

- ・カリキュラム・マネジメント研修
- ・各校における産学官連携

グッドプラクティスの展開

- ・推進委員会、センター研究
- ・校務や校内研究で教師が使うこと

教師が創るカリキュラム

- ・推進委員会作成のプログラミングカリキュラムやICT活用実践事例

学校訪問でマスト活用

- ・指導主事による指導

ICTがマストになる 学びの推進

- ・プログラミング教育
- ・PBL
- ・最新テクノロジーの実証
(学習者用デジタル教科書やAIドリル等)

ICT活用は
団体戦

児童生徒のデジタルデバイドの現状

臨時休業期間中に顕在化した課題

▶子供の自学自習を支える基礎的なICTリテラシーの差

- ・アカウントの入力、任意のファイルやアプリを開く、ウィンドウの操作、キーボードの扱い、タイピング量の差など
- ・その他、インターネットリテラシーの差

▶授業における「差」も同様に存在

- ・家庭のICT環境や経験量による差、保護者の支援量による差が大きな要因。
- ・ICTリテラシーも情報モラル等と同様に体系的な指導指標が存在しない。

▶ICTリテラシー系統案の作成

- ・戸田市プログラミング・ICT教育研究推進委員会において作成中。小学校段階で基礎的なスキル等を確実に身に付けさせることがねらい。

戸田市ICTリテラシー系統案(案)

大項目	小項目	習得目標【各1段階別】 詳細は別添付資料参照	小学校						中学校
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
基本的な操作	印刷・印刷 電源 再起動	持ち方・運び方・扱い方(充電)	★	★					
	ログオン	ログオン(ログオン/アカウント入力)	★	★					
	作業終了	作業を上げると「終了」	★	★					
	マウス タッチパッド	ダブルクリック(タップ) 右クリック(本指タップ) ドラッグ ホイール			★	★	★	★	★
アプリの活用	検索	検索のアプリを選択する			★	★	★	★	
	Web検索	キーワード検索			★	★	★	★	
	画像	写真・動画を撮る 写真・動画を見る 写真・動画の保存場所を置く	★	★	★	★	★	★	
	ビデオ通信	Meetなどオンラインでつながる チャット機能を使って意見交換する	★	★	★	★	★	★	
保存・整理	ドライブ	マイドライブ・自分のフォルダを使う 共有ドライブ・共有フォルダを使う ファイルフォルダの場所がわかる ファイルフォルダを開く			★	★	★	★	★
	ファイル フォルダ 保存 印刷	ファイルフォルダを移動する ファイルフォルダを移動する ファイルを上書きする ファイルに名前をつけて保存する ファイルの共有(共同編集のため) フォルダを作成する			★	★	★	★	★
	印刷	印刷する	★	★	★	★	★	★	
	キーボード	ソフトキーボード・タッチペン入力	★	★	★	★	★	★	
	タイピング	タイピング	★	★	★	★	★	★	
	文字入力	辞典機能——ひらがな入力の切り替え	★	★	★	★	★	★	

(1) デジタルデバイド

(2) 子供のインターネットリテラシー（情報モラル）

学習指導要領における情報モラル教育

○ 小学校学習指導要領解説 総則編における「情報モラル」関係の記述概要

情報モラルとは	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度			であり、
具体的には	他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと	犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること	コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること	などである。
このため、	情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動 ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動 健康を害するような行動について考えさせる学習活動			などを通じて、児童に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。
その際	情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。			
また、	情報技術やサービスの変化、児童のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。			
併せて	児童の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。			
さらに	情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。			

学習指導要領における情報モラル教育

小学校学習指導要領上の記述

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	第1章 第2 2(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
社会	第2章 第2節〔第5学年〕 3(4)ア 7の(7)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること。その際、情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な学習	第5章 第3 2(9) 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通じて、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

学習指導要領における情報モラル教育

中学校学習指導要領上の記述

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	第1章 第2 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第2章 第1節〔第3学年〕 2(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。
社会	第2章 第2節 第3 2(2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
数学	第2章 第3節 第2〔第1学年〕 2D(1)イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。
音楽	第2章 第5節 第3 2(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
技術・家庭 [技術分野]	第2章 第8節 第2 D(1)ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な学習の時間	第4章 第3 2(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

戸田市における情報モラル教育の取組

情報モラルスクール コンテンツ一覧

身をまもるちから（基本編）

スマートフォンでアプリをダウンロードするときの注意点
 スマートフォンを使うとき、有害情報をシャットアウトするには
 ネットい存しよう
 コンテンツを見るのにお金がかかる
 自分の大切な情報を守る
 ネット上にひそむ危険から身を守る
 迷わくメールから身を守る
 自分のパソコンやスマートフォンを守る
 ケータイやスマートフォンの落とし穴
 心と体の健康を守る
 スマートフォンの持ちよう

身をまもるちから（上級編）

インターネット上に発信した情報は消すことができない
 フィッシングに注意
 ファイル共有ソフトには注意！
 SNSの設定に気をつけよう

学習カード

学習カード1:スマホの過度な使用による日常生活への支障
 学習カード2:無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ
 学習カード3:なりすまし投稿による謝辞中傷
 学習カード4:SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害
 学習カード5:コミュニティサイトなどを使った未成年によるアブ
 ーチ
 学習カード6:SNSなどへの投稿内容から個人が特定
 学習カード7:他人IDとパスワードを教えたことによる被害
 学習カード8:ゲームに夢中になっている最中に生じた高額課金

つながるちから（基本編）

友達同士のやりとりのルールとマナー
 上手なネットコミュニケーション
 友達同士のやりとりのルールとマナー
 上手なネットコミュニケーション
 情報を見分けよう
 他人の権利や気持ちを大切にしよう
 ブログやホームページでの情報発信
 とく名のチャットや掲示板のマナーとルール
 ケータイ、スマートフォンのルールとマナー
 インターネットとインターネットサービス

つながるちから（上級編）

インターネットの新しい活用法、便利な活用法
 ネットショッピングやネットオークション
 著作権についてのいろいろ
 だれにとっても見やすいページをつくらう

調べて考えよう情報モラルラボ

実践編1「無料ゲーム」の落とし穴
 実践編2 いたずらの予告だけでも犯罪に
 実践編3「友達にうけたかっただけ」では終わらない

戸田市における情報モラル教育の取組

国の資料等の積極活用を依頼

テーマ	小学5年生～中学1年生	中学2年生～高校3年生
ネット依存	ネットゲームに夢中になると... 1	身近にひそむネット依存 2
ネット被害	そのページ確認しなくて大丈夫? 3	ネット詐欺等に巻き込まれないようにするために 4
	軽い気持ちのID交換から... 5	写真や動画が流出する怖さを知る 6

情報化社会の新たな問題を考えるための教材

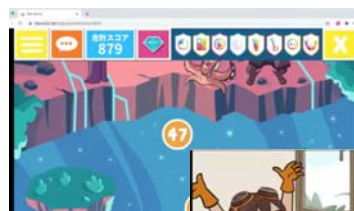


文部科学省作成Youtube教材

新たな取組（DQ Lab）

DQ(デジタルインテリジェンス)とは、
 情報リテラシー/情報モラル/デジタルスキルにおける
 新グローバルスタンダードであり、
 OECDのEducation 2030に準じている。

デジタルシティズンシップ



戸田市における情報モラル教育の取組

この他にも、戸田市プログラミング・ICT教育研究推進委員会において、情報モラル・セキュリティ教育の系統表を作成中

分類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年	L4: 中学校
1. 情報社会の理解	a1-3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a2-3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a3-3: 個人や社会への影響を考慮して行動する	a4-3: 情報社会への参画において、責任ある態度で行動する
	b1-3: 情報に関する自分や他人の権利を尊重する	b2-3: 情報に関する自分や他人の権利を尊重する	b3-3: 情報に関する自分や他人の権利を尊重する	b4-3: 情報に関する自分や他人の権利を尊重する
	c1-3: 人の作ったものを大切に扱う	c2-3: 人の作ったものを大切に扱う	c3-3: 人の作ったものを大切に扱う	c4-3: 人の作ったものを大切に扱う
	d1-3: 情報の危険から身を守る	d2-3: 情報の危険から身を守る	d3-3: 情報の危険から身を守る	d4-3: 情報の危険から身を守る
2. 安全への配慮	a1-3: 他人と一線に離れ、危険に注意する	a2-3: 他人と一線に離れ、危険に注意する	a3-3: 他人と一線に離れ、危険に注意する	a4-3: 他人と一線に離れ、危険に注意する
	b1-3: 情報の危険から身を守る	b2-3: 情報の危険から身を守る	b3-3: 情報の危険から身を守る	b4-3: 情報の危険から身を守る
	c1-3: 情報の危険から身を守る	c2-3: 情報の危険から身を守る	c3-3: 情報の危険から身を守る	c4-3: 情報の危険から身を守る
	d1-3: 情報の危険から身を守る	d2-3: 情報の危険から身を守る	d3-3: 情報の危険から身を守る	d4-3: 情報の危険から身を守る

イメージ

情報モラルスクールや国の作成教材、その他有用なWebコンテンツなどを合わせて配置したパッケージとして各学校に示し、活用を促す予定。

【参考】デジタル・シチズンシップ

4月27日中教審新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会合同会議において、認定NPO法人カタリバ代表理事 今村久美委員の資料内で扱われたこの言葉が注目されつつある。資料では、法政大学 坂本教授の論文「日本におけるデジタル・シチズンシップ教育の可能性」から以下を引用し説明された。

「GIGAスクール構想を実現する上で、デジタル前提社会で生きる子どもたちがそのリスクを理解し、安心安全に利用しながら可能性を広げられるように、『デジタル・シチズンシップ教育』の推進が必要。現在の『情報モラル教育』は、**個々の安全な利用を学ぶものであるのに対し、『デジタル・シチズンシップ教育』は人権と民主主義のための善き社会を創る市民となることを目指すものである。**それは、個人のモラル教育ではなく、パブリックなモラル教育とも言える。**利用を躊躇させる情緒的抑制から、賢く使う合理的活用ができる人材育成へと、転換をすべきである。**」

また、同論文ではデジタル先進国であるアメリカにおける研究結果として**利用制限を生徒に課すことに効果がなかった**ことが示された。デジタルシチズンシップは、デジタルのリスクを理解させつつも、その活用による可能性を**前向きに捉えさせ、自律的に活用**できるようにすることをねらいとしており、今後必要性は増すことが想定されるが、現在、国内での事例はほとんど見受けられていない。

報告事項

令和3年第2回教育委員会(定例会)

令和3年2月18日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和2年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について…………… 1
(教育政策室)
- ② 図書館サービスの一部休止の延長について…………… 2
(生涯学習課)
- ③ 市内中学校の生徒指導案件について……………資料なし
(教育政策室)
- ④ その他

令和2年度 戸田市小・中学校児童生徒
プレゼンテーション大会の実施について

実施日時：令和3年1月16日（土）

13：00～15：40

開催方法：オンライン配信

1 視聴人数

児童生徒	保護者 一般	教育 関係者	来賓	計
31名	176名	102名	12名	321名

〈他県・他市町の視聴者〉

- ・ 福島県西会津町教育委員会
- ・ 栃木県那須町教育委員会

2 内容

- (1) 開会 審査員・教育長挨拶
- (2) プレゼン動画放映 小学生の部
中学生の部
- (3) スペシャルデモンストレーション放映
株式会社COLEYO
川村 哲也 様
- (4) 審査結果発表
- (5) 審査員代表による全体講評
株式会社情報通信総合研究所
平井 聡一郎 様
- (6) 閉会



3 結果

金賞	戸田東小学校		
	喜沢中学校		
銀賞	戸田第二小学校	新曾小学校	
	戸田東中学校		
銅賞	戸田第一小学校	喜沢小学校	新曾北小学校
	新曾中学校		

報告事項②

図書館サービスの一部休止の延長について

1 期間

変更前 令和3年1月12日(火)から2月7日(日)まで

変更後 令和3年1月12日(火)から2月21日(日)まで

2 理由等

緊急事態宣言が延長されたことを受け、令和3年2月4日(木)に開催された戸田市第36回新型コロナウイルス対策本部会議において、2月21日(日)まで、市内公共施設を原則休館し、窓口業務のみ実施することの延長が決定されたため。

3 対象施設名

戸田市立図書館全館

(中央図書館、上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室、戸田公園駅前配本所)

※上戸田分館は、閉館時間を午後9時30分から午後8時に変更

4 利用できるサービス

- ・予約した資料の受け取り(貸出)
- ・資料の返却(JR3 駅の返却ポストも利用可)
- ・資料の予約、リクエスト
- ・貸出券発行、更新登録、パスワード発行
- ・ホームページでの予約の受付、変更、取消
- ・電子図書館

5 利用できないサービス

- ・資料の閲覧
- ・座席の利用
- ・自動貸出機の利用 ※中央図書館、上戸田分館
- ・利用者端末機の利用
- ・レファレンス申込み(電話・窓口) ※中央図書館
- ・レファレンス申込み(ホームページ)
- ・図書館資料の複写(コピー) ※中央図書館、上戸田分館
- ・データベースの利用 ※中央図書館

6 周知方法 ホームページ、館内掲示等